

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	62,595	63,356	106,479	251,111	121,123
住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 24,456	▲ 22,730	▲ 21,030	▲ 19,326	▲ 18,053
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	38,139	40,626	85,449	231,785	103,070
標準財政規模	1,507,665	1,652,923	1,582,683	1,560,784	1,644,880
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.52%)	(2.45%)	(5.39%)	(14.85%)	(6.26%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	28,892	11,493	11,574	17,181	33,116
後期高齢者特別会計	21	31	35	134	39
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
簡易水道事業会計	-	-	-	-	101,663
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
簡易水道特別会計	3,797	182	5,472	12,127	-
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	70,849	52,332	102,530	261,227	237,888
標準財政規模	1,507,665	1,652,923	1,582,683	1,560,784	1,644,880
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.69%)	(3.16%)	(6.47%)	(16.73%)	(14.46%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	368,595	327,916	358,144	399,127	358,255
給食センター特別会計	2,055	1,444	2,041	2,102	2,003
地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	370,650	329,360	360,185	401,229	360,258
標準財政規模	4,030,672	4,293,703	4,175,023	4,176,028	4,286,557
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.19%)	(7.67%)	(8.62%)	(9.60%)	(8.40%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	57,910	61,687	29,364	28,072	16,574
後期高齢者医療特別会計	7,749	8,479	8,897	8,632	8,862
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共下水道事業会計	637,652	666,989	712,798	742,698	779,605
モーターボート競走事業会計	22,092,687	28,435,586	33,239,287	39,938,910	45,139,556
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
国民宿舎特別会計	2,665	1,143	0	2,110	6,625
合計(2)	23,169,313	29,503,244	34,350,531	41,121,651	46,311,480
標準財政規模	4,030,672	4,293,703	4,175,023	4,176,028	4,286,557
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(574.82%)	(687.12%)	(822.76%)	(984.70%)	(1080.38%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	351,758	352,283	357,928	395,856	445,413
住宅新築資金等貸付事業特別会計	53,355	70,575	80,189	97,075	100,143
学校給食センター事業特別会計	83	85	117	177	120
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	405,196	422,943	438,234	493,108	545,676
標準財政規模	2,821,961	2,970,947	2,923,221	2,920,486	3,023,371
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(14.35%)	(14.23%)	(14.99%)	(16.88%)	(18.04%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 30,795	19,994	43,257	44,803	63,432
後期高齢者医療事業特別会計	1,321	10,886	22,096	21,876	21,400
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町立緑ヶ丘病院事業特別会計	0	0	0	190,386	▲ 25,664
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	375,722	453,823	503,587	750,173	604,844
標準財政規模	2,821,961	2,970,947	2,923,221	2,920,486	3,023,371
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(13.31%)	(15.27%)	(17.22%)	(25.68%)	(20.00%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	455,781	637,306	619,254	563,459	610,569
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	455,781	637,306	619,254	563,459	610,569
標準財政規模	7,438,485	7,849,313	7,776,127	7,919,576	8,215,675
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.12%)	(8.11%)	(7.96%)	(7.11%)	(7.43%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宇美町国民健康保険特別会計	5,694	374,488	69,254	62,261	106,577
宇美町後期高齢者医療特別会計	20,852	21,884	24,342	26,293	31,297
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宇美町上水道事業会計	510,419	512,380	528,533	499,238	538,819
宇美町流域関連公共下水道事業会計	0	19,758	183	0	78,252
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	992,746	1,565,816	1,241,566	1,151,251	1,365,514
標準財政規模	7,438,485	7,849,313	7,776,127	7,919,576	8,215,675
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(13.34%)	(19.94%)	(15.96%)	(14.53%)	(16.62%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	487,296	514,109	476,324	399,215	564,818
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	487,296	514,109	476,324	399,215	564,818
標準財政規模	3,424,425	3,653,267	3,592,398	3,661,489	3,797,288
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(14.23%)	(14.07%)	(13.25%)	(10.90%)	(14.87%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大木町国民健康保険特別会計	▲ 35,709	▲ 66,118	▲ 133,938	▲ 172,102	▲ 95,802
大木町後期高齢者医療特別会計	5,386	6,623	8,428	9,602	12,788
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大木町水道事業会計	975,348	866,486	875,780	893,599	906,071
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,432,321	1,321,100	1,226,594	1,130,314	1,387,875
標準財政規模	3,424,425	3,653,267	3,592,398	3,661,489	3,797,288
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(41.82%)	(36.16%)	(34.14%)	(30.87%)	(36.54%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	450,500	670,002	654,483	540,388	586,168
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	450,500	670,002	654,483	540,388	586,168
標準財政規模	6,463,782	6,867,788	6,760,543	6,916,196	7,122,195
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.96%)	(9.75%)	(9.68%)	(7.81%)	(8.23%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	156,599	265,270	333,520	228,419	266,004
後期高齢者医療特別会計	18,114	19,468	23,436	25,833	25,467
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
岡垣町水道事業会計	463,420	490,967	396,332	346,839	307,144
岡垣町下水道事業会計	396,887	463,037	442,070	405,840	394,283
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,485,520	1,908,744	1,849,841	1,547,319	1,579,066
標準財政規模	6,463,782	6,867,788	6,760,543	6,916,196	7,122,195
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(22.98%)	(27.79%)	(27.36%)	(22.37%)	(22.17%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	182,860	356,618	549,264	260,820	300,558
一般会計等に属する特別会計					
遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	240	305	295	604	344
遠賀霊園事業特別会計	8,152	5,075	6,887	3,734	4,481
遠賀町土地取得会計	50	50	49	53	53
合計(1)	191,302	362,048	556,495	265,211	305,436
標準財政規模	4,393,366	4,689,940	4,597,372	4,675,846	4,829,601
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.35%)	(7.71%)	(12.10%)	(5.67%)	(6.32%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	14,741	36,062	21,553	119,394	55,718
後期高齢者医療特別会計	4,336	3,345	9,151	4,000	4,870
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下水道事業会計	26,394	31,456	36,508	38,437	30,706
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	236,773	432,911	623,707	427,042	396,730
標準財政規模	4,393,366	4,689,940	4,597,372	4,675,846	4,829,601
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.38%)	(9.23%)	(13.56%)	(9.13%)	(8.21%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	547,203	876,651	669,984	787,948	612,683
住宅新築資金等貸付事業特別会計	354	356	269	272	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	547,557	877,007	670,253	788,220	612,683
標準財政規模	9,147,492	9,785,421	9,718,309	10,010,950	10,443,932
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.98%)	(8.96%)	(6.89%)	(7.87%)	(5.86%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	▲ 89,136	▲ 120,284	▲ 28,127	▲ 12,169	84,452
後期高齢者医療特別会計	26,397	25,787	29,028	31,645	35,955
介護保険特別会計(保険事業勘定)	112,189	71,476	97,442	62,357	62,641
介護保険特別会計(介護サービス勘定)	163	4,240	6,987	7,739	2,511
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	1,479,892	1,600,511	1,728,754	1,647,589	1,591,534
流域関連公共下水道事業会計	918,183	1,005,982	1,076,211	1,087,521	1,024,231
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	2,995,245	3,464,719	3,580,548	3,612,902	3,414,007
標準財政規模	9,147,492	9,785,421	9,718,309	10,010,950	10,443,932
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(32.74%)	(35.40%)	(36.84%)	(36.08%)	(32.68%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	573,631	168,450	115,083	115,631	118,870
学校給食センター特別会計	▲ 1,269	▲ 994	▲ 686	▲ 417	▲ 210
住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 520,669	0	-	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	51,693	167,456	114,397	115,214	118,660
標準財政規模	5,021,476	5,332,966	5,269,066	5,311,146	5,297,304
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(1.02%)	(3.14%)	(2.17%)	(2.16%)	(2.24%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業勘定特別会計	15,728	61,848	9,263	44,340	9,232
後期高齢者医療特別会計	2,772	2,842	4,478	5,291	6,999
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	70,193	232,146	128,138	164,845	134,891
標準財政規模	5,021,476	5,332,966	5,269,066	5,311,146	5,297,304
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(1.39%)	(4.35%)	(2.43%)	(3.10%)	(2.54%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	358,247	553,698	416,308	417,177	420,845
住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	358,247	553,698	416,308	417,177	420,845
標準財政規模	3,244,875	3,547,724	3,488,697	3,527,531	3,662,922
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.04%)	(15.60%)	(11.93%)	(11.82%)	(11.48%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	10,527	36,766	28,605	16,583	16,037
後期高齢者医療特別会計	3,330	3,253	3,197	2,793	4,173
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	312,296	324,324	331,134	305,141	268,454
工業用水道事業会計	16,401	11,735	8,509	7,484	6,378
生活排水処理事業会計	-	-	-	67,374	77,661
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
生活排水処理事業特別会計	0	4,600	63,202	-	-
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	700,801	934,376	850,955	816,552	793,548
標準財政規模	3,244,875	3,547,724	3,488,697	3,527,531	3,662,922
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(21.59%)	(26.33%)	(24.39%)	(23.14%)	(21.66%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	735,584	834,141	539,009	1,275,336	1,158,073
土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
住宅新築資金等特別会計	2,335	2,617	3,111	1,277	275
京都郡公平委員会特別会計	525	786	807	301	291
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	738,444	837,544	542,927	1,276,914	1,158,639
標準財政規模	9,794,260	9,517,574	10,282,608	10,851,912	11,327,783
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.53%)	(8.79%)	(5.28%)	(11.76%)	(10.22%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	▲ 93,427	▲ 26,897	▲ 9,880	▲ 17,915	▲ 5,984
後期高齢者医療特別会計	4,486	5,538	6,763	6,862	5,538
介護保険特別会計	12,336	30,542	55,969	106,355	64,875
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	1,310,337	1,325,787	1,262,543	1,256,026	1,096,615
下水道事業会計	156,579	134,352	208,158	241,237	119,193
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
苅田臨空産業団地開発事業特別会計	322,044	322,831	325,278	365,836	118,392
合計(2)	2,450,799	2,629,697	2,391,758	3,235,315	2,557,268
標準財政規模	9,794,260	9,517,574	10,282,608	10,851,912	11,327,783
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(25.02%)	(27.62%)	(23.26%)	(29.81%)	(22.57%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	72,395	575,495	713,773	361,223	87,986
住宅新築資金等特別会計	22	0	0	0	0
鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	0	0	1,250	0	0
鞍手町谷山池バイパス水利施設維持管理運営費特別会計	0	0	0	0	0
地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	72,417	575,495	715,023	361,223	87,986
標準財政規模	4,761,442	5,108,807	4,998,696	5,180,616	5,313,308
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(1.52%)	(11.26%)	(14.30%)	(6.97%)	(1.65%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	94,582	68,183	40,262	69,445	102,993
後期高齢者医療特別会計	1,330	800	1,450	1,510	1,457
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
鞍手町水道事業会計	437,129	421,828	435,721	452,100	426,114
鞍手町下水道事業会計	-	12,968	39,437	33,970	14,736
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	0	-	-	-	-
宅地造成事業					
合計(2)	605,458	1,079,274	1,231,893	918,248	633,286
標準財政規模	4,761,442	5,108,807	4,998,696	5,180,616	5,313,308
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.71%)	(21.12%)	(24.64%)	(17.72%)	(11.91%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	350,028	381,056	285,185	361,334	339,189
住宅新築資金等貸付事業特別会計	754	668	6,703	513	1,322
土地取得特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	350,782	381,724	291,888	361,847	340,511
標準財政規模	3,428,489	3,685,215	3,569,881	3,611,059	3,713,025
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(10.23%)	(10.35%)	(8.17%)	(10.02%)	(9.17%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	59,742	62,524	70,592	51,836	87,703
後期高齢者医療特別会計	1,565	2,385	2,734	2,616	4,167
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	573,952	610,058	612,948	629,869	613,706
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	986,041	1,056,691	978,162	1,046,168	1,046,087
標準財政規模	3,428,489	3,685,215	3,569,881	3,611,059	3,713,025
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(28.76%)	(28.67%)	(27.40%)	(28.97%)	(28.17%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	387,273	419,719	409,725	400,781	362,861
一般会計等に属する特別会計					
奨学資金特別会計	1,930	185	-	-	-
住宅新築資金等特別会計	1,376	1,524	-	-	-
合計(1)	390,579	421,428	409,725	400,781	362,861
標準財政規模	3,113,475	3,270,901	3,174,708	3,199,169	3,309,730
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.54%)	(12.88%)	(12.90%)	(12.52%)	(10.96%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	41,779	30,621	18,923	19,008	32,381
後期高齢者医療特別会計	3,946	3,370	4,421	3,921	5,884
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
上毛町農業集落排水事業会計	-	-	-	2,093	2,961
上毛町簡易水道事業会計	-	-	-	5,051	10,888
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
農業集落排水事業特別会計	537	526	9,836	-	-
簡易水道事業特別会計	1,724	1,130	13,884	-	-
宅地造成事業					
工業等用地造成事業特別会計	10,162	125,710	125,134	1	0
合計(2)	448,727	582,785	581,923	430,855	414,975
標準財政規模	3,113,475	3,270,901	3,174,708	3,199,169	3,309,730
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(14.41%)	(17.81%)	(18.32%)	(13.46%)	(12.53%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	123,351	230,302	300,191	106,741	80,015
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	123,351	230,302	300,191	106,741	80,015
標準財政規模	2,794,186	2,942,098	2,914,526	2,969,361	3,066,772
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.41%)	(7.82%)	(10.29%)	(3.59%)	(2.60%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小竹町国民健康保険特別会計	78,043	134,760	35,806	16,918	30,005
小竹町後期高齢者医療特別会計	434	307	78	822	619
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
小竹町立病院事業特別会計	▲ 99,826	▲ 61,441	▲ 101,966	▲ 184,057	▲ 30,019
小竹町水道事業特別会計	123,111	108,787	121,071	115,933	98,390
小竹町下水道事業特別会計	-	-	-	28,599	25,291
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
小竹町農業集落排水事業特別会計	0	0	1,633	-	-
小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	14,693	-	-
宅地造成事業					
合計(2)	225,113	412,715	371,506	84,956	204,301
標準財政規模	2,794,186	2,942,098	2,914,526	2,969,361	3,066,772
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(8.05%)	(14.02%)	(12.74%)	(2.86%)	(6.66%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名		実質収支額				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計		631,144	1,594,758	531,929	338,552	569,402
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		631,144	1,594,758	531,929	338,552	569,402
標準財政規模		6,306,186	6,628,481	6,494,151	6,719,379	7,192,828
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.00%)	(24.05%)	(8.19%)	(5.03%)	(7.91%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 17,072	3,981	49,059	80,406	43,902
	後期高齢者医療特別会計	1,601	2,676	2,651	3,201	3,436
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業	水道事業会計	612,013	654,725	678,900	740,554	761,297
	流域関連公共下水道事業会計	229,744	250,354	270,082	261,407	243,591
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	篠栗北地区産業団地整備事業特別会計	0	0	0	-	-
合計(2)		1,457,430	2,506,494	1,532,621	1,424,120	1,621,628
標準財政規模		6,306,186	6,628,481	6,494,151	6,719,379	7,192,828
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(23.11%)	(37.81%)	(23.60%)	(21.19%)	(22.54%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	836,348	1,314,602	1,189,763	673,483	994,519
住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,391	0	-	-	-
公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	848,739	1,314,602	1,189,763	673,483	994,519
標準財政規模	9,048,181	9,623,297	9,309,977	9,614,033	9,995,480
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.38%)	(13.66%)	(12.77%)	(7.00%)	(9.94%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	40,353	149,504	130,906	123,443	161,948
後期高齢者医療特別会計	26,349	28,495	31,311	28,001	33,466
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	1,908,516	1,951,933	2,039,860	2,051,230	2,062,366
流域関連公共下水道事業会計	855,765	966,958	1,069,066	1,116,943	1,027,466
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,679,722	4,411,492	4,460,906	3,993,100	4,279,765
標準財政規模	9,048,181	9,623,297	9,309,977	9,614,033	9,995,480
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(40.66%)	(45.84%)	(47.91%)	(41.53%)	(42.81%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	351,384	608,529	521,421	428,976	315,754
住宅新築資金等貸付事業特別会計	15	11	0	-	-
相島診療所事業特別会計	1,949	3,439	3,120	2,027	2,831
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	353,348	611,979	524,541	431,003	318,585
標準財政規模	6,747,209	7,262,089	7,072,093	7,296,605	7,741,058
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.23%)	(8.42%)	(7.41%)	(5.90%)	(4.11%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	32,450	61,593	47,330	15,019	29,152
後期高齢者医療特別会計	5,427	3,531	3,544	3,414	7,180
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	1,045,608	1,045,134	1,009,520	946,760	943,271
公共下水道事業会計	219,146	237,183	236,086	252,150	292,727
簡易水道事業会計	-	-	-	-	2,846
相島漁業集落環境整備事業会計	-	-	-	-	1,977
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
簡易水道事業特別会計	826	1,050	2,087	16,109	-
渡船事業特別会計	3,403	2,938	3,382	4,009	3,386
相島漁業集落環境整備事業特別会計	720	1,643	3,114	8,458	-
宅地造成事業					
合計(2)	1,660,928	1,965,051	1,829,604	1,676,922	1,599,124
標準財政規模	6,747,209	7,262,089	7,072,093	7,296,605	7,741,058
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(24.61%)	(27.05%)	(25.87%)	(22.98%)	(20.65%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	416,307	382,100	368,747	287,992	260,763
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	416,307	382,100	368,747	287,992	260,763
標準財政規模	5,878,925	6,364,765	6,089,921	6,318,026	6,645,950
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.08%)	(6.00%)	(6.05%)	(4.55%)	(3.92%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	6,877	4,343	7,143	2,604	33,297
後期高齢者医療特別会計	17,985	22,553	27,076	31,061	31,557
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	590,749	657,783	682,545	759,260	732,076
下水道事業会計	-	-	-	-	288,017
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
公共下水道事業特別会計	6,735	6,780	6,936	87,882	-
農業集落排水事業特別会計	3,051	2,795	3,622	15,933	-
宅地造成事業					
合計(2)	1,041,704	1,076,354	1,096,069	1,184,732	1,345,710
標準財政規模	5,878,925	6,364,765	6,089,921	6,318,026	6,645,950
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(17.71%)	(16.91%)	(17.99%)	(18.75%)	(20.24%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	318,141	502,514	385,387	175,507	289,302
住宅新築資金等貸付事業特別会計	142	141	145	175	195
バス事業特別会計	255	251	206	455	306
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	318,538	502,906	385,738	176,137	289,803
標準財政規模	3,641,454	3,868,133	3,696,187	3,656,585	3,717,536
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(8.74%)	(13.00%)	(10.43%)	(4.81%)	(7.79%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業勘定特別会計	46,058	62,007	85,136	71,995	161,240
後期高齢者医療事業特別会計	615	976	1,456	759	818
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	344,381	299,813	254,096	203,919	159,987
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	709,592	865,702	726,426	452,810	611,848
標準財政規模	3,641,454	3,868,133	3,696,187	3,656,585	3,717,536
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(19.48%)	(22.38%)	(19.65%)	(12.38%)	(16.45%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	434,775	633,944	640,857	636,627	669,136
土地取得特別会計	4,592	4,640	4,676	4,705	4,731
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	439,367	638,584	645,533	641,332	673,867
標準財政規模	3,950,514	4,282,600	4,213,600	4,356,659	4,564,015
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.12%)	(14.91%)	(15.32%)	(14.72%)	(14.76%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	100,318	88,753	73,123	39,391	15,276
後期高齢者医療保険特別会計	0	0	845	0	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下水道事業会計	-	-	-	50,706	42,769
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
下水道事業特別会計	0	0	58,928	-	-
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	539,685	727,337	778,429	731,429	731,912
標準財政規模	3,950,514	4,282,600	4,213,600	4,356,659	4,564,015
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(13.66%)	(16.98%)	(18.47%)	(16.78%)	(16.03%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	288,244	579,530	581,294	296,536	240,168
住宅新築資金等貸付事業特別会計	15,446	25,720	23,392	6,590	12,476
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	303,690	605,250	604,686	303,126	252,644
標準財政規模	7,740,316	8,200,826	8,009,988	8,145,248	8,417,028
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(3.92%)	(7.38%)	(7.54%)	(3.72%)	(3.00%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	132,578	96,796	47,888	12,879	1,510
後期高齢者医療特別会計	2,012	1,679	1,522	2,846	9,425
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	446,581	493,701	546,736	592,309	635,197
下水道事業会計	196,889	263,720	356,048	435,056	532,265
農業集落排水事業特別会計	-	0	-	-	-
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
工業用地造成事業特別会計	1,313	364	470	9,145	0
宅地造成事業					
合計(2)	1,083,063	1,461,510	1,557,350	1,355,361	1,431,041
標準財政規模	7,740,316	8,200,826	8,009,988	8,145,248	8,417,028
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(13.99%)	(17.82%)	(19.44%)	(16.63%)	(17.00%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	68,250	117,937	113,417	92,567	62,041
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	68,250	117,937	113,417	92,567	62,041
標準財政規模	1,488,745	1,635,285	1,636,189	1,707,884	1,770,903
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.58%)	(7.21%)	(6.93%)	(5.41%)	(3.50%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業	43,904	28,180	85	45	5
後期高齢者医療	430	0	276	415	16
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
簡易水道事業	-	-	-	-	20,495
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
簡易水道事業	4,314	5,561	8,109	8,907	-
宅地造成事業					
合計(2)	116,898	151,678	121,887	101,934	82,557
標準財政規模	1,488,745	1,635,285	1,636,189	1,707,884	1,770,903
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.85%)	(9.27%)	(7.44%)	(5.96%)	(4.66%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	323,910	529,475	588,855	584,330	500,895
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	323,910	529,475	588,855	584,330	500,895
標準財政規模	3,126,051	3,416,066	3,328,103	3,492,206	3,636,613
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(10.36%)	(15.49%)	(17.69%)	(16.73%)	(13.77%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	18,591	28,225	27,755	70,526	18,877
後期高齢者医療特別会計	5,167	5,564	5,296	5,992	7,429
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	553,124	556,481	541,127	531,107	543,274
下水道事業会計	12,491	7,988	104,550	103,107	104,229
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
草場地区再開発事業特別会計	33,741	0	-	-	-
宅地造成事業					
合計(2)	947,024	1,127,733	1,267,583	1,295,062	1,174,704
標準財政規模	3,126,051	3,416,066	3,328,103	3,492,206	3,636,613
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(30.29%)	(33.01%)	(38.08%)	(37.08%)	(32.30%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	1,178,759	1,642,988	1,035,892	1,086,798	839,265
住宅新築資金貸付事業特別会計	8,502	12,354	2,632	6,203	16,849
公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	1,187,261	1,655,342	1,038,524	1,093,001	856,114
標準財政規模	7,135,857	7,426,360	7,187,527	7,242,487	7,384,569
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(16.63%)	(22.29%)	(14.44%)	(15.09%)	(11.59%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	33,555	96,863	130,122	117,544	135,331
後期高齢者医療特別会計	939	942	1,106	2,505	3,034
国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 129,207	▲ 131,882	▲ 67,918	▲ 114,195	▲ 200,622
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,092,548	1,621,265	1,101,834	1,098,855	793,857
標準財政規模	7,135,857	7,426,360	7,187,527	7,242,487	7,384,569
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(15.31%)	(21.83%)	(15.32%)	(15.17%)	(10.75%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	394,082	618,948	605,478	701,533	645,531
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	394,082	618,948	605,478	701,533	645,531
標準財政規模	5,953,254	6,340,819	6,234,373	6,374,822	6,646,689
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.61%)	(9.76%)	(9.71%)	(11.00%)	(9.71%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	47,099	81,861	53,035	37,933	84,792
後期高齢者医療特別会計	14,971	18,040	20,110	19,838	21,815
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共下水道事業会計	301,218	316,857	338,192	280,897	243,793
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	757,370	1,035,706	1,016,815	1,040,201	995,931
標準財政規模	5,953,254	6,340,819	6,234,373	6,374,822	6,646,689
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.72%)	(16.33%)	(16.30%)	(16.31%)	(14.98%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	637,171	1,105,481	1,156,171	875,524	988,997
住宅新築資金等事業特別会計	▲ 84,290	▲ 68,127	▲ 61,611	▲ 49,536	▲ 43,677
土地取得特別会計	764	764	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	553,645	1,038,118	1,094,560	825,988	945,320
標準財政規模	6,730,728	6,995,472	6,841,424	6,908,379	6,993,065
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(8.22%)	(14.83%)	(15.99%)	(11.95%)	(13.51%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	2,311	83,602	33,681	1,587	60,915
後期高齢者医療特別会計	3,095	4,226	4,524	3,895	5,679
介護保険事業特別会計	75,992	93,894	67,227	13,115	58,107
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業特別会計	588,750	520,055	530,558	526,433	515,562
下水道事業特別会計	140,187	119,594	155,813	155,898	112,023
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,363,980	1,859,489	1,886,363	1,526,916	1,697,606
標準財政規模	6,730,728	6,995,472	6,841,424	6,908,379	6,993,065
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(20.26%)	(26.58%)	(27.57%)	(22.10%)	(24.27%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	192,000	217,744	275,399	244,812	258,171
奨学金特別会計	8,308	8,998	8,356	8	830
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	200,308	226,742	283,755	244,820	259,001
標準財政規模	2,200,233	2,364,401	2,351,227	2,400,708	2,457,863
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.10%)	(9.58%)	(12.06%)	(10.19%)	(10.53%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	11,278	26,643	18,144	21,798	35,050
後期高齢者医療特別会計	2,728	2,639	2,739	2,992	3,739
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	176,371	198,529	221,565	260,383	285,061
下水道事業会計	98,057	104,832	110,134	121,634	116,405
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	488,742	559,385	636,337	651,627	699,256
標準財政規模	2,200,233	2,364,401	2,351,227	2,400,708	2,457,863
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(22.21%)	(23.65%)	(27.06%)	(27.14%)	(28.44%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）